

資 料 編

飯塚市都市計画マスタープラン策定経緯

時期	内容
平成19年 6月～ 7月	市民アンケート調査
平成19年 7月	高校生アンケート調査
平成19年 7月	街頭調査
平成19年 7月17日	第1回市民懇話会（市全域対象）
平成19年 8月～ 9月	市ホームページによる市民意向調査
平成19年 8月～ 9月	第2回市民懇話会（13会場）
平成19年10月～11月	第3回市民懇話会（13会場）
平成20年 2月21日	第4回市民懇話会（市全域対象）
平成20年10月 3日	第1回作業部会
平成20年10月24日	第1回調整会議
平成20年11月25日	第1回策定委員会
平成21年 1月19日	第2回作業部会
平成21年 2月 4日	第2回調整会議
平成21年 3月26日	第2回策定委員会
平成21年 5月22日	第3回作業部会
平成21年 6月 4日	第3回調整会議
平成21年 9月 1日	第3回策定委員会
平成21年10月 2日	第4回策定委員会
平成21年10月 4日	第4回作業部会
平成21年10月23日	第4回調整会議
平成21年11月27日	第5回策定委員会 ■素案策定
平成21年12月 7日～ 平成22年 2月 5日	市民意見募集
平成22年 1月 8日	第1回都市計画審議会
平成22年 1月～ 2月	市民説明会（12会場）
平成22年 3月24日	第6回策定委員会 ■原案策定
平成22年 4月27日	第2回都市計画審議会 ■決定

議案第1号

22飯都都発第8号

飯塚市都市計画審議会
会長 依田 浩敏 様

都市計画法（昭和43年法律100号）第18条の2の規定に基づき、次の事項について付議します。

飯塚市都市計画マスタープラン（原案）について

平成22年4月8日

飯塚市長 齊藤 守史

答 申 第 2 号
平成 2 2 年 4 月 2 7 日

飯塚市長 齊藤 守史 様

飯塚市都市計画審議会
会長 依田 浩敏

都市計画マスタープラン（原案）について（答申）

平成 2 2 年 4 月 8 日付 2 2 飯都都発第 8 号で諮問のあったことについて、当審議会の
意見は次のとおりです。

議案第 1 号 飯塚市都市計画マスタープラン（原案）について

答申：原案どおり承認

飯塚市都市計画審議会委員

選出区分	所属団体等	職名	氏名	備考
学識経験のある者 (5名)	①近畿大学産業理工学部	教授	依田 浩敏	会 長
	②飯塚商工会議所	事務局長	古江 和雄	
	③飯塚女性ネットワーク	常任理事	吉田 幸子	
	④飯塚市農業委員会	会 長	幸崎 常彦	
	⑤飯塚市商工会	会 長	岩下 三郎	
市議会の議員 (4名)	①市議会議員	総務委員会委員	八兒 雄二	
	②市議会議員	厚生委員会委員	道祖 満	
	③市議会議員	市民文教委員会委員	瀬戸 元	
	④市議会議員	経済建設委員会委員	芳野 潮	
関係行政機関の 職員(4名)	①国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所	事務所長	後田 徹	
	②飯塚警察署 交通課	交通課長	小畑 修	
	③福岡県飯塚県土整備事務所	所 長	西田 直人	
	④福岡県飯塚農林事務所	農山村振興課長	釜瀬 健一	
有する本市に住所を (3名)	①飯塚市自治会連合会代表(飯塚地区)	飯塚支部副会長	大谷 鶴雄	
	②飯塚市自治会連合会代表(筑穂地区)	筑穂支部会長	畠中 末雄	
	③飯塚市自治会連合会代表(庄内地区)	庄内支部会長	松尾 数馬	

飯塚市都市計画基本方針策定委員会委員名簿

選出区分	所属団体等	職名	氏名	備考	
学識経験者及び団体代表	①近畿大学産業理工学部	教授	依田 浩敏		
	②九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門	准教授	有馬 隆文	会 長	
	③農業委員会	会長	幸崎 常彦		
	④商工関係者	事務局長	古江 和雄		
	⑤飯塚女性ネットワーク	常任理事	吉田 幸子		
市議会	①市議会議員		瀬戸 元		
	②市議会議員		道祖 満		
関係行政機関	①飯塚県土整備事務所	所長	西田 直人		
	②福岡県都市計画課	課長	小川 博之		
市内居住者	一般住民代表	①公募	小西 幸恵		
	②公募		川上 利明		
	地域住民代表	①自治会連合会代表（飯塚地区）	飯塚支部副会長	大谷 鶴雄	
		②自治会連合会代表（穂波地区）	会長	小村 義高	
		③自治会連合会代表（筑穂地区）	筑穂支部会長	畠中 末雄	
		④自治会連合会代表（庄内地区）		篠木 守	
		⑤自治会連合会代表（顛田地区）	会長	西川 敏昭	

用語		解説
あ	アクセス	接近すること。また、交通の便。
	飯塚市国土利用計画	国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市の区域内における国土（以下「市土」という）の利用に関する基本的事項について、全国の区域及び福岡県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（全国計画及び県計画）を基本として、かつ第1次飯塚市総合計画に即しつつ策定したもので、市土の利用に関する全ての計画の指針とされるべきもの。
	飯塚市市営住宅ストック総合活用計画	新市建設計画や総合計画に盛り込まれた、住民のニーズに対応した良質な住宅の提供、高齢者や障がい者に配慮した住宅や老朽化住宅の建て替えなど安全で快適な住環境の整備を図るという方針に沿って、居住水準や設備水準の向上など施設の整備を行い、安全で快適な住宅ストックの形成を図ることを目的とした計画。
	飯塚市総合計画（第1次）	地方自治法に基づき、飯塚市が総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための基本計画。計画期間は2007年度～2016年度までの10年。
	飯塚市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、飯塚市長を会長とする「飯塚市防災会議」によって決定し、策定する計画。
	飯塚市都市計画道路整備プログラム	限られた財源の中で、効果的かつ効率的な道路整備を目指し、今後整備すべき道路を対象に、事業効果の高い道路を抽出し、整備時期の目標を定めたもの。
	飯塚市農業振興地域整備計画	農業の健全な発展を図るとともに土地の合理的利用を図るため、農業の振興を図るべき地域についての計画。
	飯塚都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （飯塚都市計画区域マスタープラン）	飯塚市の発展の動向、飯塚都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して長期的視点に立った都市の将来像（おおむね20年後）を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、飯塚都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして福岡県が定めるもの。
	オープンスペース	公園、道路、河川、立ち入り可能な空地など。
	か	開発許可
開発公園		都市計画法の開発行為の許可で一定規模の宅地開発により開発者から市に提供された公園。
環境アセスメント		環境影響評価。大規模な開発事業が周辺の環境に与える影響について、事業者が、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、環境を守るための対策を検討し、その対策が成された場合における事業の与える環境への影響を総合的に評価すること。
環境基本計画		総合的かつ長期的な視点に立った環境づくりを進めていくために定めた、環境の保全及び創造の基本的な方針。
環境教育		人間をはじめ地球上のあらゆる生物がこの先も生きていくために、地球環境を維持していくための教育。環境を総合的にとらえ、体験的に学習すること。
キスアンドライド		最寄り駅までマイカーで家族に送ってもらい（＝キス）、電車やバスに乗り換えて（＝ライド）、勤務先まで通勤するシステム。
既存ストック		既にあるもの。歴史的・文化的資産、近代化遺産である土地、建物のほかに近年に建てた現代の建物も含む。また川や森、空気といった自然や音、匂い、人材など。
基本理念		具体的な計画を実施していくための基本的考え方の根底となるもの。その計画の哲学。
基本方針		基本理念に基づき推進する計画の具体的な方向性を示したもの。
協働		地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力すること。

	建築協定	区域内の土地所有者や借地権者などが自主的に区域内の建築物の構造やデザインなどについて建築基準法の規定より細かく基準を定める協定。
	交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎのための施設。
	高齢者保健福祉計画	高齢者社会をめぐる重要な課題に対して、高齢者の需要と必要な保健福祉サービスの量を明らかにし、将来必要とされるサービス提供体制を整備する計画。
	コンパクトな都市	まちと自然が調和し、職住近接で、歩いて暮らすことができる都市。
	コンベンション	学会や業界、団体などの国際会議や全国大会など、人を中心とした物や知識、情報などの交流を目的とした集会。
わ	里山	人が利用したり住んでいるなど、人と深く関わりあいながら形成されてきた森林。
	災害防止機能	農地の持つ洪水防止や森林の持つ表面侵食防止、表層崩壊防止、雪崩防止、防風機能のこと。
	砂防ダム	土石流を上流で食い止め、下流の人家や公共施設等への被害を未然に防ぐ為に設けられた砂防施設の一つ。正式には「砂防えん堤」。
	産学官連携	企業、大学・試験研究機関、行政の連携。
	産業の高度化	高機能、品質や納期、商品開発力のほか、顧客が抱える諸課題に対する対応力に優れた産品を創り出すこと。
	産業の振興	農林業、商業、工業などの産業において、担い手が育ち、創意工夫が活発に生まれ、生産額や販売額が向上し、活力が高まっている状態。
	市街地開発事業	一定の広がりのある地域を面的に開発する事業のこと。建物や施設を単体で建築するだけでなく、地方自治体、公団、第三セクター、地権者による組合などが事業主体になり、総合的な計画に基づいて、道路や公園などの公共施設と併せて宅地開発を行う。
	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、公園の指定・管理及び開発等一定の行為に対する許可・届出を定めた法律。
	都市と自然が共生	自然と人間生活のそれぞれの互恵を大切にしながら、お互いが持続的に存在できる関係を構築すること。
	指定管理者	多様化する住民ニーズに応えるとともに、より効果的、効率的に、公共の施設の管理運営を行うため、民間の能力を活用して住民サービスの向上を図ることを目的として、市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体。
	修景整備	都市計画・道路計画などで、自然の美しさを損なわないように風景を整備すること。街並みにおいては、歴史的景観に調和するよう、家屋やその他の工作物の外観を伝統的建築様式に合わせながら新築・増築・改築・改修すること。
	集約型都市構造	都市機能・生活機能の集積を促進し、コンパクトな市街地を形成する拠点（中心市街地、生活拠点）の形成を図り、拠点間及び生活圏内のその他の地域を公共交通ネットワークなどにより連携させる都市構造。
	準都市計画区域	土地利用の整序や環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一帯の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域を指定するもの。
	浄化槽	水洗トイレからの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水（生活排水）を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。
	親水性	河川などの水辺空間における水との親しみやすさ。
	シンボルツリー	歴史的及び文化的に価値があり、地域のシンボルとなっている樹木。
	森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもの。
森林法	森林の持続培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を定めた法律。	

	生産基盤	生産を行うために適正化された土地・施設及び生産を支援する社会資本（電気・水など）。農業の生産基盤としてはほ場、用水、農道等、農業を行うための施設。
	生活圏	買物、学校、診療、集いなど人々が日常生活サービスを受けることのできる範囲。
	生活サービス	購買、教育、医療・福祉サービスなど。広義には店舗や飲食店等もこれに含める場合もある。
	生活拠点	生活サービスに関連する施設が集積し、様々な利用者が集まる場所。
	総合的な治水対策	現代では道路の舗装や住宅の建設により、雨水を地中に浸み込ませる働きが小さくなり、雨が降った時に雨水が河川に流れ込む量が過大になってきているため、雨水の処理を「河川対策」だけに頼らず、一時的に雨水を貯めたり、地下に浸み込ませたりして流域全体の雨水の流出を抑える「流域対策」の両面から水害を防ぐ治水対策。
た	地域コミュニティ	一定の地域に居住し、共通認識や連帯感をもった地域社会。共同体。
	地域づくり	地域の観点から土地利用の誘導、骨格的な道路の整備などを行う取り組み。
	地区計画	都市計画法に基づき、地区ごとに定めるまちづくりのルール。建築物の用途や形態、生垣など、きめ細かく規制や緩和を行うことができる。
	中心市街地	多くの人々が住み、働き、憩い、集うなど市域の中で最も都市活動が盛んで、賑わいのある場所。「まちの顔」となる所。
	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）及び準都市計画区域内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。
	特別用途地区	都市計画法に基づき定めるもので、用途地区の規制を補完し、特別の目的から用途地域内の利便の増進又は環境の保護等を図る地区。基本となる用途地域の制限の強化または緩和を行うため、地区の特性や課題に応じて地方公共団体が建築基準法に基づく条例を定め、建築物その他の工作物について必要な制限をすることができる。
	都市型産業	経済のソフト化・サービス化の進展に伴い、都市に集積して地域経済発展の牽引役となっている各種サービス業や金融業などの第三次産業のこと。
	都市機能、都市サービス機能	行政、教育、文化、情報、産業、スポーツなど都市が受け持つ各種のサービス機能。
	都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を維持するための施設。主に道路、鉄道、公園、下水道などといった公共施設。
	都市計画運用指針	都市政策を進めていく上で、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいか、また、その具体的な運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示すもの。地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得るよう、活用するための指針。
	都市計画区域	都市計画法その他の関連法令が適用される区域。都市計画による道路、公園、下水道などの都市施設の整備も原則としてこの区域内で行われる。区域内では都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一定規模以上の開発行為については都道府県知事の許可を得なければならない。
	都市計画公園	都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。
	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
	特殊公園	主として風致の享受の様に供することを目的とする公園または動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。
	広域公園	主として市の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位毎に1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	緑道	都市生活者に対して、災害時における避難路や都市生活の快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。
	都市計画決定	都市計画は、原則として広域的見地から定められるものを都道府県知事が、その他のものを市が決定する。決定に際しては、都市計画審議会の議を経る。また、都市計画の案の作成に際しては、必要に応じて説明会・公聴会等を開催すると共に、計画案の縦覧を行うなど、市民の意見を反映する機会が設けられている。
	都市計画道路	整備・改良が都市計画により決定された道路。都市計画により道路の整備・改良が決定されることにより、関連する用地は建築を制限される。
	都市構造	都市の空間的な姿。人や産業が集中する拠点と主要な人や物の流れによって形成されるネットワークなどから捉える。
	都市施設	都市計画法の規定では都市施設として①道路・都市高速鉄道、②公園などの公共空地、③上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、④河川などの水路、⑤学校などの教育文化施設、⑥病院、⑦市場、⑧一団の住宅施設、⑨官公庁施設、⑩流通業務団地などがある。これらの施設が都市計画により整備が決定されると、事業が円滑に実施できるよう関連する土地の建築制限が課せられる。
	都市づくり	全市の観点から土地利用の誘導、骨格的な道路の整備などを行う取り組み。
な	長崎街道	山陽道につながる脇街道で、小倉から長崎までの57里（約224km）が25の宿場で繋がれた。
	ニーズ	意向。要望。需要。
	ネットワーク	人、もの、情報のつながり。
	農業集落排水施設	集落におけるし尿、生活排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設であり、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。
は	パークアンドライド	最寄り駅までマイカーを使い、駐車場に駐車（ニパーク）し、電車やバスに乗り換えて（ニライド）、勤務先まで通勤するシステム。
	バリアフリー	社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが取り除かれた、障がい者や高齢者などにやさしいまちの環境や制度。
	風致地区	自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地など、その風致を維持することが望ましいと思われる地域について指定される、都市計画法に基づく地域地区の一種。
	福岡県大規模集客施設の立地ビジョン	大規模集客施設の適正な立地の方針を示したもの。多くの都市機能が集積しており、多くの人が集まる場所を「広域拠点」「拠点」と位置づけ、大規模な集客施設を誘導する。本市では飯塚バスセンター周辺と、新飯塚駅西部市街地のエリアが「広域拠点」として指定されている。
	プロセス	何かの目的に向かって取組む際の過程。工程。
	ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園。
ま	緑の基本計画	「都市緑地法」に基づき、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画。
	無秩序な開発	将来像に沿った計画的開発が立ちあがる前に土地需要が高まり、開発されること。結果として、虫食的に市街地化が進み、不効率な土地区画や下水道、道路などが生じるなどの諸問題を引き起こす。

や	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。
	用途地域	土地の合理的な利用を図り、良好な環境を確保するために、地域ごとに建築物の用途や大きさなどを規制する制度。
ら	ライフライン	現代人が生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信等の諸設備の総称。
	緑地協定	都市緑地保全法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、地区住民の合意に基づき緑化の基準を定める協定。